E　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立大学の社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）に在学する学生数

F　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立大学の人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）に在学する学生数

G　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立大学の家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）に在学する学生数

H　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立短期大学（当該市町村が設立団体である地方独立行政法人法第68条第１項の公立大学法人の設置する短期大学を含む。以下この号において同じ。）の理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科に在学する学生数（３年制短期大学を開設（学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に3.0を、開設２年度目にあつては当該学生数に1.5をそれぞれ乗じて得た数とし、２年制短期大学を開設（学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該学生数に2.0を乗じて得た数とする。Ｉ及びＪにおいて同じ。）

I　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立短期大学の文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）に在学する学生数

J　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立短期大学の家政系学科及び芸術系学科に在学する学生数

K　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立高等専門学校（当該市町村が設立団体である地方独立行政法人法第68条第１項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）に在学する学生数

L　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立の特別支援学校（市町村が組織する組合立の特別支援学校は、当該特別支援学校の所在する市町村立の特別支援学校とみなす。以下この表において同じ。）の幼稚部に在学する幼児の数

M　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立の特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童及び生徒の数

N　学校基本調査によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科を除く。）に在学する児童及び生徒の数

O　学校基本調査によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する児童及び生徒の数

算式イ

$$\frac{B \times C \times 72.33}{A}$$

算式イの符号

A　測定単位の数値

B　市町村立の認定こども園に在籍する１号認定子どもの数（追加分）と市町村立の幼稚園に在籍する特別利用教育に係る子どもの数の合計数

C　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$\alpha \times \beta$

ただし、第11条の２第５項の算式の符号Ａ算式の符号ａが０の場合は1.000とする。

算式の符号

α　第11条の２第５項の算式の符号Ａの率と同じ率

β　第11条の２第５項の算式の符号Ｂの率と同じ率

算式ウ

$$\frac{B \times 10.2}{A}$$

算式ウの符号

A　測定単位の数値

B　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村に所在する私立の幼稚園（新制度移行私立幼稚園を除く。）に在学する幼児数

２　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数とする（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

算式

$$\frac{B \times \alpha \times 21.997}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$a \times b \times c + d$

算式の符号

a　地域区分（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「公定価格基準」という。）第１条第１項第９号に規定する地域区分をいう。以下同じ。）が100分の20地域の市町村にあつては1.094、100分の16地域の市町村にあつては1.066、100分の15地域の市町村にあつては1.059、100分の12地域の市町村にあつては1.038、100分の10地域の市町村にあつては1.023、100分の６地域の市町村にあつては0.995、100分の３地域の市町村にあつては0.974、その他地域の市町村にあつては0.952とする。